

障がい者雇用を検討されている企業の皆様へ

障がい者委託訓練を実施してみませんか？ (実践能力習得訓練コース)



- 障がい者雇用を進めたいが、どうしたらよいのだろう…？
- 障がい者雇用をしたことがないので、いきなり雇用するのには不安がある。
- 実際にどのくらいの業務が出来るのだろうか…？

このような想いを抱えられた事業主の皆様におすすめします

障がい者委託訓練(実践能力習得訓練コース)とは

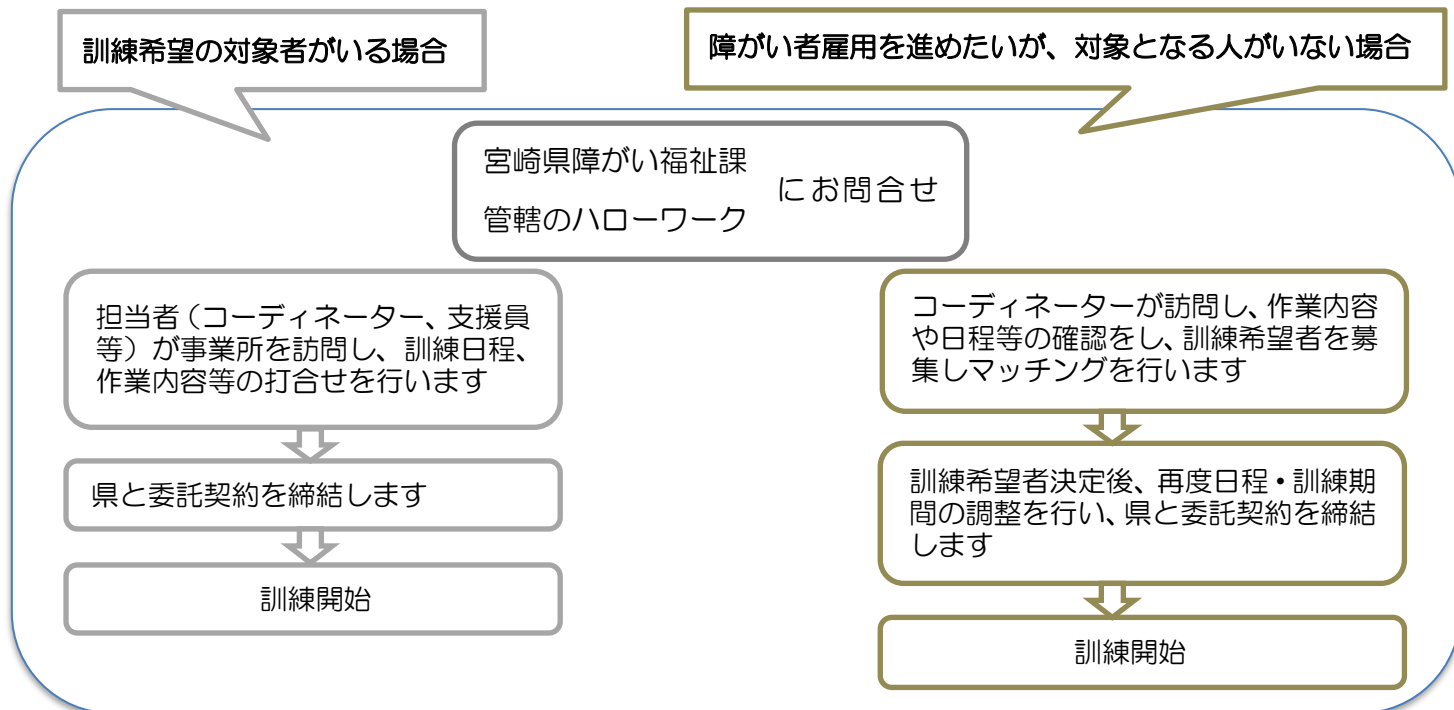
障がいのある方が、訓練先として県より委託された事業所（企業、NPO法人、社会福祉法人等）の現場において実際の作業実習を行います。雇用は義務ではありませんが、一定期間、実力や適性を見極めた後に採用するかどうか考えることができるため、事業主の方にとって有意義な制度です。

訓練概要

対象者 (訓練生)	障がい（精神・発達・知的・身体・難病等）のある方で障害者手帳を有している方、または医師の意見書等で障がいの程度の確認ができる方。訓練開始日現在で住民票が宮崎県内にある方。職業訓練の受講により就職に必要な技能習得及び就労が見込める方。公共職業安定所に求職申込を行っている方。
訓練期間	約 1 か月～3か月
訓練時間	月約 100 時間前後（下限：60時間/月） ※訓練事業所（作業内容）や訓練生の状況により、期間や時間の設定を行います。
訓練内容	各事業所現場で、業務内容に沿った作業実習を行わせてください より実践的な職業能力の習得を図ります ※現場で作業の切り出しを行うことにより、現従業員の業務遂行がスムーズになるような補助作業、実際に雇用を見越した業務など
委託料	訓練受託事業所には、訓練修了後委託料が支払われます。 ※訓練生 1 人/月額 中小企業：90,000円（税別） 中小企業以外：60,000円（税別）
その他	• 訓練中の事故などに対して、労働災害保険（公費負担）と災害損害保険（個人負担）に加入します。 • 訓練後の雇用義務はありませんが、雇用に向けての相談もいたします。

訓練受入までの手続き

障害者職業訓練コーディネーターが関係機関と連携しながら、日程調整から訓練受入までの事務手続き等の支援を行います。



障がい者委託訓練のメリットとは…

- ◆委託訓練を行うことで、障がい者雇用を体験することができ、障がい者雇用についての知識・技術（作業手順や職場のルールの伝え方、業務遂行力の把握、必要な配慮等）を獲得できます。
- ◆障がいのある方と一緒に業務を行うことで、職場内の意識改革や活性化を図ることができます。
- ◆訓練期間が長いので、固定した業務内容だけでなく、違う業務を試すことも出来ます。
- ◆障がいがある方にとっては、仕事内容や環境が自分に合うか確認でき、社会経験も深まります。
- ◆訓練期間中は、就労支援機関や障害者職業訓練コーディネーターでサポートします。

訓練受託事業所は随時募集
しています！
お気軽にご相談ください



お問い合わせ先

宮崎県宮崎市橘通東2丁目 10番1号

宮崎県障がい福祉課 障がい者・就労支援担当

☎ 0985-26-7068